

平成27年6月9日

株 主 各 位

東京都墨田区錦糸一丁目7番7号  
S E M I T E C 株 式 会 社  
代表取締役社長 石 塚 二 朗

### 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
東武ホテルレバント東京 3階 「龍田」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項  
(1) 第59期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第59期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定  
の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.semitec.co.jp/>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした内容の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、弱い動きの中で緩やかな回復となりました。アメリカでは、雇用改善や個人消費の増加を背景に回復し、中国では景気の拡大は鈍化しましたが、持続的な成長を続けております。欧州地域では、ギリシャ財政問題を抱える中、全体としては持ち直しの動きが続きました。日本国内では、消費税増税による影響が懸念されましたが、個人消費は底堅い動きであり、輸出関連企業を中心とした企業収益の改善により、緩やかな回復となりました。

当社を取り巻く電子部品業界は、新興諸国における無線通信網の発達と共に、スマートフォンやタブレット端末需要も拡大し、低価格競争が激化する中、大幅に数量が拡大いたしました。

このような経済状況のもとで、当企業グループは、売上高は産業機器・自動車関連が好調であったこと、家電関連の海外ローカル企業への拡販、OA機器関連の増加等により、2期連続で過去最高を更新いたしました。利益面では、研究開発費等の経費が増加しましたが、売上高の増加や為替相場が円安であったことにより、大幅な増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は13,054百万円（前期比9.4%増）、営業利益は689百万円（前期比67.7%増）、経常利益は1,028百万円（前期比91.1%増）、当期純利益は782百万円（前期比145.8%増）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

(日本)

自動車・産業機器関連は、前期とほぼ横ばいに推移しましたが、家電及び住設機器関連の販売が減少したことにより売上高は前期をやや下回りました。しかしながら、千葉工場のコスト削減や内部販売における為替恩恵により、利益は大幅に改善しました。

この結果、売上高3,976百万円（前期比0.5%減）、セグメント利益1百万円（前期は、セグメント損失91百万円）となりました。

(中国)

家電・自動車関連は拡販が進み、産業機器関連の販売が好調であったことにより、売上高・利益と共に前期を大きく上回りました。

この結果、売上高7,608百万円（前期比14.0%増）、セグメント利益643百万円（前期比81.2%増）となりました。

(その他アジア)

自動車関連及びOA機器関連の販売が好調でありましたが、中国セグメントに属する子会社との取引価格の見直しや、上半期迄において、OA機器関連の生産性が上がらなかったことにより、利益が減少いたしました。また、当連結会計年度に設立したベトナム子会社の立ち上げ初期費用計上等がありました。

この結果、売上高1,082百万円（前期比23.4%増）、セグメント利益54百万円（前期比54.4%減）となりました。

(北米)

お取引先での在庫調整により医療機器関連及び情報機器関連の販売は減少しましたが、産業機器・OA機器関連の販売が増加したことにより、売上高、利益共に微増となりました。

この結果、売上高387百万円（前期比2.1%増）、セグメント利益37百万円（前期比19.6%増）となりました。

地 域 区 分	第 58 期 (平成26年3月期) (前連結会計年度)		第 59 期 (平成27年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金 額 (百万円)	構 成 比 ( % )	金 額 (百万円)	構 成 比 ( % )	金 額 (百万円)	増 減 率 ( % )
日 本	3,999	33.5	3,976	30.4	△23	△0.5
中 国	6,671	55.9	7,608	58.2	937	14.0
その他アジア	877	7.4	1,082	8.2	205	23.4
北 米	378	3.2	387	2.9	8	2.1
合 計	11,926	100.0	13,054	100.0	1,127	9.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は490百万円であります。

その主なものは、老朽化に伴う生産設備入替及び新規生産設備構築等によるものであります。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第 56 期 (平成24年3月期)	第 57 期 (平成25年3月期)	第 58 期 (平成26年3月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売 上 高	(百万円)	9,345	9,803	11,926	13,054
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	(百万円)	△291	163	538	1,028
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	(百万円)	△684	△692	318	782
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	(円)	△249.86	△245.11	112.60	276.49
総 資 産	(百万円)	10,532	10,611	11,506	12,868
純 資 産	(百万円)	5,862	5,688	6,414	7,903
1 株 当 たり 純 資 産 額	(円)	2,067.74	2,006.48	2,263.88	2,784.38

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SEMITEC USA CORP.	千米ドル 120	100.0	センサ等の販売
SEMITEC(HONG KONG)CO.,LTD	千香港ドル 56,000	100.0	センサ等の販売
SEMITEC TAIWAN CORP.	千N T ドル 6,000	100.0	センサ等の販売
SEMITEC KOREA CO.,LTD	千ウォン 5,360,000	100.0	センサ等の製造及び販売
江蘇興順電子有限公司	千米ドル 3,000	100.0 (4.7)	センサ素子等の製造及び販売
泰州石塚感応電子有限公司	千米ドル 3,750	95.0	センサアッセンブル等の 製造及び販売
SEMITEC ELECTRONICS PHILIPPINES INC.	千比ペソ 240,000	100.0	センサ素子等の製造
S. E. G. CO.,LTD	千香港ドル 15,000	100.0	—
世美特電子（威海）有限公司	千米ドル 2,500	100.0 (100.0)	センサアッセンブル等の 製造及び販売
感応貿易（深圳）有限公司	千香港ドル 2,000	100.0 (100.0)	センサ等の販売
石塚国際貿易（上海）有限公司	千米ドル 4,200	100.0	センサ等の販売
石塚感応電子（韶関）有限公司	千米ドル 1,600	100.0 (100.0)	センサアッセンブル等の製造
Thai Semitec Co.,Ltd	千タイバーツ 62,700	100.0	センサアッセンブル等の 製造及び販売
石塚感応電子（深圳）有限公司	千米ドル 6,000	100.0 (100.0)	センサアッセンブル及び センサ素子等の製造
SEMITEC Europe GmbH	千ユーロ 50	100.0	センサ等の販売
SEMITEC ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.	千米ドル 400	100.0	センサアッセンブル等の 製造及び販売

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の(内書)は間接所有の割合であります。
2. S. E. G. CO., LTDは、現在清算手続き中であります。
3. Thai Semitec Co., Ltdは、前連結会計年度において、清算手続き中でありましたが、当連結会計年度に再稼働することいたしました。
4. SEMITEC ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD. は、当連結会計年度に設立いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、研究開発体制の更なる強化による次世代製品の開発、積極的な設備投資による原価低減、既存用途のシェア拡大及びエネルギー・医療を中心とした新規用途の拡大を図ってまいります。具体的には、エネルギー用途では、燃料電池・ガスヒーポン（GHP）等、ヘルスケア・医療用途では低侵襲検査キット・ウェアラブル製品等への拡販に注力してまいります。東南アジア地域を中心に新規取引先の開拓を行ってまいります。また、原材料の見直し、生産拠点の再構築、設備投資による合理化等、グループ全体で製造コスト削減を進めてまいります。

##### ①販売戦略

日本では既存事業シェア拡大及びエネルギー分野・ウェアラブル市場への新規事業への参入を進めてまいります。欧米では、医療・自動車関連を中心とした高付加価値製品の拡販を進め、中国では、自動車関連の拡販、医療分野への参入に注力し、韓国では自動車関連への拡販を進めてまいります。また、東南アジア地域では家電関連を中心に拡販・新規開拓を積極的に進めてまいります。

##### ②生産戦略

引き続き、消費地に近い場所での生産（消費地生産）及びコスト競争力を追求した場所での生産（適地生産）の2つの方針のもとに生産拠点の展開を行ってまいります。具体的には、千葉工場をマザー工場として、「開発・試作・量産・物流」のトータルな付加価値向上やサービス提供を行ってまいります。中国は消費地としての工場を中心に拠点の再構築及び東南アジア地域への移管や外注シフトを進めてまいります。フィリピンは医療分野をはじめとした高付加価値製品を中心に規模の拡大を行ってまいります。



### ③研究開発戦略

技術革新を伴うシーズの研究及び次の主力製品に繋がる開発、直近の販売につながる設計を行ってまいります。また、現状の設計・工法・材料にとらわれることなく、性能・品質・歩留りを勘案し、特長ある製品開発を追求してまいります。

### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当企業グループは、当社及び連結子会社16社で構成されており、温度センサをはじめとする各種センサ等の製造、販売を主な事業としております。主に当社及びSEMITEC ELECTRONICS PHILIPPINES INC. で生産したセンサ素子を各生産拠点へ供給し、各生産拠点でアッセンブルしたセンサを当社を含む販売拠点より国内外へ販売しております。

### (6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

#### ①当社

事業所名	所在地
本社	東京都 墨田区
西日本営業所	大阪府 大阪市 淀川区
名古屋出張所	愛知県 名古屋市 名東区
千葉工場	千葉県 千葉市 花見川区

②子会社

会 社 名	所 在 地
(生産・販売拠点)	
SEMITEC KOREA CO.,LTD	韓国
江蘇興順電子有限公司	中国 江蘇省
泰州石塚感応電子有限公司	中国 江蘇省
世美特電子（威海）有限公司	中国 山東省
Thai Semitec Co.,Ltd	タイ
SEMITEC ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム
(販売拠点)	
SEMITEC USA CORP.	米国 ロサンゼルス市
SEMITEC(HONG KONG)CO.,LTD	香港
SEMITEC TAIWAN CORP.	台湾
感応貿易（深圳）有限公司	中国 広東省
石塚国際貿易（上海）有限公司	中国 上海市
SEMITEC Europe GmbH	ドイツ
(生産拠点)	
SEMITEC ELECTRONICS PHILIPPINES INC.	フィリピン
S. E. G. CO.,LTD	香港
石塚感応電子（韶関）有限公司	中国 広東省
石塚感応電子（深圳）有限公司	中国 広東省

(注) S. E. G. CO.,LTDは、現在清算手続き中であります。

## (7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

### ①企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（人）	前期末比増減
日本	178（65）	4名増（1名減）
中国	1,994（－）	390名減（－）
その他アジア	831（－）	50名増（－）
北米	7（－）	3名増（－）
セグメント外	－	－
合計	3,010（65）	333名減（1名減）

- (注) 1. 従業員数は、当企業グループから当企業グループ外への出向者を除き、当企業グループ外から当企業グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。臨時従業員には、パート・アルバイトを含み、契約社員・派遣社員を除いております。
3. 臨時従業員の人数の算出方法は、臨時従業員の総労働時間を正社員の1日の所定労働時間（8時間）で除して算出（小数点以下、四捨五入）しております。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178名 （65名）	4名増 （1名減）	41.4歳	13.9年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数で算出しております。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。臨時従業員には、パート・アルバイトを含み、契約社員・派遣社員を除いております。
3. 臨時従業員の人数の算出方法は、臨時従業員の総労働時間を正社員の1日の所定労働時間（8時間）で除して算出（小数点以下、四捨五入）しております。
4. 平均年齢、平均勤続年数は、臨時従業員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	692百万円
株式会社みずほ銀行	722百万円
株式会社三井住友銀行	363百万円
株式会社りそな銀行	406百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,890,000 株  
(2) 発行済の株式総数 2,831,900 株（うち自己株式 171株）  
(3) 株主数 845 名  
(4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
石 塚 興 産 株 式 会 社	706,800	24.96
石 塚 二 朗	535,500	18.91
S E M I T E C 従 業 員 持 株 会	358,765	12.66
日本トラスティ・サービス信託銀行	177,700	6.27
石 塚 大 助	160,250	5.65
石 塚 み ど り	84,750	2.99
横 山 寛 泰	29,400	1.03
河 村 静 男	26,000	0.91
笹 原 邦 夫	26,000	0.91
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	25,000	0.88
資産管理サービス信託銀行株式会社	25,000	0.88

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
2. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は、5,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

		新株予約権	
発行決議日		平成22年6月29日	
新株予約権の数		130個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	13,000株
新株予約権の発行価格		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	185,000円 1,850円)
新株予約権行使期間		平成24年6月29日から 平成32年6月28日まで	
行使の条件		<p>新株予約権は、新株予約権者が権利行使時点において、当社の取締役又は従業員（管理職者）及び当社子会社の取締役のいずれかの地位を有している場合に行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由のあると認めた場合は退任又は退職後1年以内に限って行使できるものとする。</p> <p>その他の条件は、新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する「新株予約権割当契約」を遵守しなければ、新株予約権を行使することはできない。</p>	
役員 保有 状況	取締役	新株予約権の数	70個
		目的となる株式数	7,000株
		保有者数	2名
	社外取締役	—	
	監査役	—	

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 塚 二 朗	
取 締 役	石 塚 淳 也	経営企画本部長 兼 営業本部長
取 締 役	申 莊 淳	韓国事業本部長
取 締 役	福 英 晴	技術本部長
取 締 役	石 塚 大 助	生産本部長
取 締 役	神 山 準	技術副本部長
取 締 役	高 橋 克 司	南アジア事業本部長
取 締 役	豊 井 義 次	欧米営業本部長
取 締 役	李 旭	中国事業本部長
常 勤 監 査 役	笹 原 邦 夫	
監 査 役	伊 藤 眞 義	株式会社サンコーンヤ 代表取締役社長
監 査 役	伊 東 秀 昭	株式会社セレブレクス 監査役

- (注) 1. 監査役伊藤眞義氏及び監査役伊東秀昭氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役笹原邦夫氏は、約20年間当社経理部長及び管理本部長として勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役伊藤眞義氏及び監査役伊東秀昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9名	174,746千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,880千円 (4,800千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (2名)	189,626千円 (4,800千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成2年5月23日開催の第34回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議いただいております。
3. 各監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、業績に左右されない固定月額報酬のみとしており、監査役の協議により決定されます。
4. 役員退職金慰労制度につきましては、平成18年6月29日開催の第50回定時株主総会終結の時をもってこれを廃止いたしました。



#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役伊藤眞義氏は、株式会社サンコーシヤの代表取締役社長であり、  
監査役伊東秀昭氏は、株式会社セレプレクスの監査役であります。当社  
と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
監査役	伊藤眞義	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。企業経営などの分野における豊富な経験と高い見識に基づき、また経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監査役	伊東秀昭	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。企業経営などの分野における豊富な経験と高い見識に基づき、また経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

#### (5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。社外取締役を置いていない理由としては、当社グループはグローバルに営業・生産を行っており、その製品の種類も多岐にわたっているため、当社にて取扱う製品等がある程度熟知されない中で、経営の様々な判断を行うことは、混乱を招く可能性があると考えていたからであります。しかしながら、今後の企業発展を行う上で、ガバナンスを高めていく必要性を認識しており、平成27年6月25日開催予定の第59回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、社外取締役の選任議案を上程する予定であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断したときは、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社が、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において業務の適正を確保するための体制について決議した概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の全ての役員は、社会規範・倫理そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和をはかる。この実践のため、「グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」に従い、率先垂範して会社全体の企業倫理の遵守及び浸透をはかり、横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 当社は取締役の職務執行を監査する権限を持つ監査役会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存する。
- ② その取扱いについては「文書保存規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「経営危機管理規程」に基づき、あらゆるリスクに備えた損失の未然防止と、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応をはかる。
- ② 事故発生時には、重要性により代表取締役社長または所轄役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等、専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速な危機の解決並びに回避をはかる。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会にて重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを執行する。

**(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ①当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- ②これらに基づき、法律や社内規程などの遵守にとどまらず、役員及び使用人が全て同じ倫理観・価値観を共有し、広く社会に貢献する企業となり、当社の企業価値の向上をはかる。
- ③法令を遵守する経営の透明性とコンプライアンスの強化に向けて、社長を委員長とし、顧問弁護士を委員に含むグループ倫理委員会を設置し、より高い倫理観に基づいた事業活動を行うよう指導する。また、これらの活動は定期的にグループ倫理委員会に報告されるものとする。
- ④内部監査室は各部門の業務活動が法令、及び会社の方針、規程、規則、基準等に準拠し、適正に遂行されているかを内部監査し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行う。
- ⑤「内部通報規程」に基づき、使用人等からの組織的または個人的な法令違反等に関する相談または通報に対し、適正な処理を行う仕組みを構築する。

**(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①グループ会社における業務適正を確保するため、当社は「関係会社管理規程」に基づいて当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
- ②グループ会社の経営状態を把握するため、各グループ会社を管理する所管部門から、月次決算書を始め経営上の重要な情報を提出させ、関係役員、社長に回覧する。
- ③グループ会社の内部監査は、当社の内部監査室が定期的実施する。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役に関する庶務事項については監査役の要請に基づいて、管理本部長の指示に従い総務課員がこれを担当する。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助すべき使用人に関する体制を整備するものとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ①取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加えて当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事項が発生する可能性、もしくは発生した場合は、その事実があればその都度報告する体制を構築する。
- ②監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して上記内容の報告を求めることができることとする。
- ③「内部通報規程」により管理本部に通報された事項に関し、監査役が知るべき内容であれば監査役に情報が提供される体制を整える。

**(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は各部門の監査調書を社長及び関係取締役提出し、監査結果を報告する。また、監査役は定期的に社長と監査内容について話し合い、意見交換を行うこととする。
- ②社内の重要稟議書は決裁後監査役がいつでも閲覧でき、問題点があれば関係者に監査役意見として指摘がなされ、監査役意見が実行される仕組みとなっており、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ③監査役は会計監査人及び内部監査室とそれぞれ期初に監査方針、監査計画等を打ち合わせるなど、定期的な会合を含み緊密な連携をはかることで監査の実行を高めることとする。
- ④内部監査室は「内部監査規程」に基づき、年間スケジュールに従って各部門の業務内容を監査し、監査結果は必要に応じて監査役に報告されることとする。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。また配当の決定機関は、取締役会であります。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開のための設備資金及び研究開発費用等に投入していくこととしております。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、株式上場後初めて連結経常利益1,000百万円以上を達成し、当初計画を上回る連結当期純利益を計上することとなりました。そのため、1株あたり30円00銭（普通配当20円00銭、特別配当10円00銭）とすることといたしました。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,352,687	流 動 負 債	3,562,633
現金及び預金	2,436,494	支払手形及び買掛金	1,208,927
受取手形及び売掛金	3,005,668	短期借入金	1,191,384
商品及び製品	2,188,003	1年内返済予定の 長期借入金	297,002
仕 掛 品	629,072	リ ー ス 債 務	9,475
原材料及び貯蔵品	735,196	未 払 法 人 税 等	109,227
そ の 他	363,888	そ の 他	746,617
貸倒引当金	△5,637	固 定 負 債	1,402,699
固 定 資 産	3,515,793	長期借入金	696,185
有形固定資産	3,172,193	長期未払金	159,220
建物及び構築物	1,190,732	リ ー ス 債 務	16,222
機械装置及び運搬具	933,707	繰延税金負債	203,777
土 地	629,675	退職給付に係る負債	317,584
建設仮勘定	194,279	そ の 他	9,710
そ の 他	223,799	負 債 合 計	4,965,333
無形固定資産	81,760	(純資産の部)	
ソフトウェア	13,036	株 主 資 本	6,782,311
そ の 他	68,723	資 本 金	762,852
投資その他の資産	261,839	資 本 剰 余 金	666,852
投資有価証券	144,889	利 益 剰 余 金	5,352,828
そ の 他	128,772	自 己 株 式	△221
貸倒引当金	△11,822	その他の包括利益 累 計	1,102,299
資 産 合 計	12,868,481	その他有価証券評価差額金	2,203
		為替換算調整勘定	1,098,656
		退職給付に係る調整累計額	1,439
		少 数 株 主 持 分	18,536
		純 資 産 合 計	7,903,147
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,868,481

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,054,714
売 上 原 価		9,360,296
売 上 総 利 益		3,694,418
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,005,359
営 業 利 益		689,059
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,767	
受 取 配 当 金	2,252	
為 替 差 益	317,709	
受 取 家 賃	4,037	
作 業 く ず 売 却 益	19,820	
雑 収 入	33,078	380,666
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,082	
固 定 資 産 除 却 損	17,910	
雑 損 失	8,823	41,096
経 常 利 益		1,028,628
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	33,513	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	73,042	106,556
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	19,071	
減 損 損 失	30,930	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,620	66,622
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,068,562
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	253,087	
法 人 税 等 調 整 額	32,332	285,420
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		783,142
少 数 株 主 利 益		653
当 期 純 利 益		782,488



# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	758,227	662,227	4,641,009	△78	6,061,386
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	4,625	4,625			9,250
剰余金の配当			△70,670		△70,670
当期純利益			782,488		782,488
自己株式の取得				△143	△143
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	4,625	4,625	711,818	△143	720,925
当 期 末 残 高	762,852	666,852	5,352,828	△221	6,782,311

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額計 割合		
当 期 首 残 高	35,098	303,990	△903	338,185	15,133	6,414,704
連結会計年度中の 変動額						
新株の発行(新株 予約権の行使)						9,250
剰余金の配 当						△70,670
当期純利益						782,488
自己株式の 取得						△143
株主資本以外の 項目の連結会計年 度の変動額(純額)	△32,895	794,666	2,342	764,114	3,403	767,517
連結会計年度中の 変動額 合 計	△32,895	794,666	2,342	764,114	3,403	1,488,443
当 期 末 残 高	2,203	1,098,656	1,439	1,102,299	18,536	7,903,147

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,267,517	流動負債	2,761,960
現金及び預金	614,055	支払手形	406,611
受取手形	222,909	買掛金	472,123
売掛金	1,217,173	短期借入金	1,120,000
製品	911,959	1年内返済予定の 長期借入金	297,002
仕掛品	170,334	リース債務	9,475
原材料及び貯蔵品	92,880	未払金	199,909
短期貸付金	427,650	未払費用	174,660
未収入金	576,436	未払法人税等	33,861
その他	34,117	預り金	11,874
		設備関係支払手形	36,418
固定資産	4,143,605	前受金	24
有形固定資産	1,105,059	固定負債	1,183,799
建物	355,646	長期借入金	696,185
構築物	6,611	長期未払金	159,220
機械及び装置	155,613	リース債務	16,222
車両運搬具	5,155	繰延税金負債	12,111
工具、器具及び備品	77,522	退職給付引当金	292,060
土地	504,510	その他	8,000
建設仮勘定	0	負債合計	3,945,759
無形固定資産	6,856	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,547	株主資本	4,465,363
その他	1,309	資本金	762,852
		資本剰余金	666,852
投資その他の資産	3,031,689	資本準備金	666,852
関係会社株式	1,291,703	利益剰余金	3,035,879
関係会社出資金	1,036,458	利益準備金	24,000
関係会社長期貸付金	697,283	その他利益剰余金	3,011,879
その他	69,785	固定資産圧縮積立金	24,343
貸倒引当金	△63,541	別途積立金	3,248,800
		繰越利益剰余金	△261,264
		自己株式	△221
		純資産合計	4,465,363
資産合計	8,411,122	負債・純資産合計	8,411,122

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,864,186
売 上 原 価		3,210,970
売 上 総 利 益		1,653,216
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,656,453
営 業 損 失		△3,236
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,495	
受 取 配 当 金	1,953	
受 取 家 賃	4,037	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,000	
為 替 差 益	269,184	
受 取 手 数 料	39,696	
雑 収 入	24,934	364,301
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,017	
売 上 債 権 売 却 損	505	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,809	
雑 損 失	3,208	19,540
経 常 利 益		341,524
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	33,513	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	73,042	106,556
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	19,071	
減 損 損 失	20,288	39,359
税 引 前 当 期 純 利 益		408,721
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	58,137	
法 人 税 等 調 整 額	△1,793	56,344
当 期 純 利 益		352,377

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金計		
		資本準備金	資本剰余金合	利益準備金	その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	758,227	662,227	662,227	24,000	25,073	3,248,800	△543,700	2,754,172	△78	4,174,549
事業年度中の変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)	4,625	4,625	4,625							9,250
固定資産圧縮積立金の積立					1,253		△1,253			—
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,983		1,983			—
剰余金の配当							△70,670	△70,670		△70,670
当期純利益							352,377	352,377		352,377
自己株式の取得									△143	△143
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	4,625	4,625	4,625	—	△729	—	282,436	281,707	△143	290,813
当期末残高	762,852	666,852	666,852	24,000	24,343	3,248,800	△261,264	3,035,879	△221	4,465,363

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等計	
当期首残高	32,346	32,346	4,206,895
事業年度中の変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)			9,250
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△70,670
当期純利益			352,377
自己株式の取得			△143
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△32,346	△32,346	△32,346
事業年度中の変動額合計	△32,346	△32,346	258,467
当期末残高	—	—	4,465,363

## 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

S E M I T E C 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ッ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城 戸 和 弘 ⑧

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 田 円 ⑧

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SEMITEC株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEMITEC株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月11日

S E M I T E C 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城 戸 和 弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 田 円 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SEMITEC株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

SEMITEC株式会社 監査役会

常勤監査役 笹原 邦夫 ㊟

社外監査役 伊藤 眞義 ㊟

社外監査役 伊東 秀昭 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高いコーポレートガバナンスを確立させるため「監査等委員会設置会社」へ移行し、更なるガバナンスの強化を図るものであります。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

併せて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定に変更したいと存じます。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条 <条文省略>	現行どおり
第4章 取締役および取締役会 （取締役会の設置）	第4章 取締役および取締役会 （取締役会の設置）
第18条 <条文省略> （取締役の員数）	現行どおり （取締役の員数）
第19条 当社の取締役は、10名以内とする。  （新 設）	第19条 当社の取締役（ <u>監査等委員であるものを除く。</u> ）は、10名以内とする。  2. <u>当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。</u>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>2. <u>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第23条～第24条 &lt;条文省略&gt; (取締役会の招集通知)</p>	<p>現行どおり (取締役会の招集通知)</p>
<p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第26条 &lt;条文省略&gt; (取締役会の議事録)</p>	<p>現行どおり (取締役会の議事録)</p>
<p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 &lt;条文省略&gt; (取締役の報酬等)</p>	<p>現行どおり (取締役の報酬等)</p>
<p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第30条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第31条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人  (会計監査人の設置)  第41条 &lt;条文省略&gt;  (会計監査人の選任)  第42条 &lt;条文省略&gt;  (会計監査人の任期)  第43条 &lt;条文省略&gt;  2. &lt;条文省略&gt;  (会計監査人の報酬等)  第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が  <u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算  (事業年度)  第45条 &lt;条文省略&gt;  (剰余金の配当等)  第46条 &lt;条文省略&gt;  2. &lt;条文省略&gt;  3. &lt;条文省略&gt;  (配当金の除斥期間)  第47条 &lt;条文省略&gt;  2. &lt;条文省略&gt;  (新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人  (会計監査人の設置)  第36条 現行どおり  (会計監査人の選任)  第37条 現行どおり  (会計監査人の任期)  第38条 現行どおり  2. 現行どおり  (会計監査人の報酬等)  第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が  <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算  (事業年度)  第40条 現行どおり  (剰余金の配当等)  第41条 現行どおり  2. 現行どおり  3. 現行どおり  (配当金の除斥期間)  第42条 現行どおり  2. 現行どおり</p> <p><u>附則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  1 <u>当社は、第59回定時株主総会終結前の</u>  <u>行為に関する会社法第423条第1項所定</u>  <u>の監査役(監査役であった者を含む。)</u>  <u>の損害賠償責任を、法令の限度におい</u>  <u>て、取締役会の決議によって免除するこ</u>  <u>とができる。</u>  2 <u>第59回定時株主総会終結前の社外監査役</u>  <u>(社外監査役であった者を含む。)</u>の行  <u>為に関する会社法第423条第1項の賠償</u>  <u>責任を限定する契約については、なお同</u>  <u>定時株主総会の決議による変更前の定款</u>  <u>第34条第2項の定めるところによる。</u></p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。以下本議案について同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いしづかじろう 石塚 二郎 (昭和26年5月14日)	昭和50年4月 沖電気工業株式会社入社 昭和54年4月 当社入社 昭和56年2月 当社専務取締役 昭和59年10月 石塚興産株式会社取締役 平成元年5月 当社代表取締役専務 平成2年5月 当社代表取締役社長 平成23年10月 当社代表取締役会長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）	535,500株
2	いしづかじゅんや 石塚 淳也 (昭和42年2月28日)	平成5年4月 瀬戸電子株式会社入社 平成16年4月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 平成22年10月 当社取締役生産本部長 平成25年6月 当社取締役経営企画本部長 平成26年8月 当社取締役管理本部長 兼 営業本部長 平成27年4月 当社取締役経営企画本部長 兼 営業本部長（現任）	20,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	しん ぞん すうん 申 莊 淳 (昭和29年4月1日)	昭和61年5月 株式会社シンドリコー入社 平成5年9月 株式会社UNIDUS社長 平成21年6月 当社取締役 平成22年10月 当社取締役営業本部長 平成23年6月 当社代表取締役副社長 平成23年10月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役東アジア事業本部長 平成26年4月 当社取締役韓国事業本部長 (現任)	15,000株
4	ふく ひで はる 福 英 晴 (昭和30年1月17日)	昭和50年3月 マグナ通信工業株式会社入社 昭和57年6月 当社入社 平成14年4月 当社営業部長 平成15年7月 当社営業本部長 平成16年6月 当社取締役営業本部長 平成19年10月 当社取締役営業統轄本部長 平成21年4月 当社取締役技術本部長 平成22年10月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役営業本部長 平成26年8月 当社取締役技術本部長 (現任)	15,000株
5	いし つか だい すけ 石 塚 大 助 (昭和52年1月24日)	平成13年4月 株式会社サンコーシヤ入社 平成17年2月 当社入社 平成21年4月 当社生産統轄副本部長 平成22年4月 当社素子事業本部長 平成22年6月 当社取締役素子事業本部長 平成22年10月 当社取締役生産副本部長 平成24年4月 当社取締役技術本部長 平成25年6月 当社取締役千葉工場長 平成26年8月 当社取締役生産本部長 (現任)	160,250株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	かみ やま じゆん 神 山 準 (昭和30年12月31日)	昭和59年4月 当社入社 平成12年4月 当社品質保証部長 平成15年7月 当社技術本部長 平成16年6月 当社取締役技術本部長 平成17年4月 当社取締役開発本部長 平成20年5月 当社取締役品質保証本部長 平成24年4月 当社取締役革新推進室長 平成24年11月 当社取締役技術副本部長 平成25年6月 当社取締役千葉副工場長 平成26年8月 当社取締役技術副本部長 (現任)	15,000株
7	たか はし かつ し 高 橋 克 司 (昭和36年12月23日)	昭和59年4月 加賀電子株式会社入社 平成16年2月 当社入社 平成16年4月 当社社長室長 平成20年6月 当社取締役社長室長 平成24年11月 当社取締役中国事業本部長 兼 石塚感応電子(深圳)有限 公司 総経理 兼 江蘇興順 電子有限公司 総経理 平成25年6月 当社取締役華南事業本部長 平成26年4月 当社取締役南アジア事業本部長 (現任)	10,300株
8	とよ い よし つぐ 豊 井 義 次 (昭和33年10月15日)	昭和58年4月 加賀電子株式会社入社 平成20年5月 当社入社 平成20年8月 当社経理部長 平成21年7月 当社管理副本部長 兼 管理部長 平成22年6月 当社取締役管理本部長 平成24年1月 当社取締役管理本部長 兼 経理部長 平成24年11月 当社取締役欧米営業本部長 (現任)	635株



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	李 旭 (昭和45年9月9日)	平成10年4月 株式会社UNIDUS入社 平成12年11月 SEMITEC KOREA CO.,LTD入社 平成17年5月 世美特電子(威海)有限公司 総経理 平成21年9月 泰州石塚感応電子有限公司 副総経理 平成23年4月 石塚国際貿易(上海)有限公司 総経理(現任) 平成24年7月 感応貿易(深圳)有限公司 総経理(現任) 平成25年6月 当社取締役東アジア事業副本部長 平成26年4月 当社取締役中国事業本部長 兼 SEMITEC TAIWAN CORP. 総経理 平成27年4月 当社取締役中国事業本部長 (現任)	一株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高いコーポレートガバナンスを確立させるため、監査等委員である取締役1名を増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いとう ひであき 伊東 秀昭 (昭和21年1月24日)	昭和45年4月 株式会社日立製作所入社 平成2年8月 株式会社日立製作所電子営業本部特販部長 平成5年8月 株式会社日立製作所電子営業本部企画部長 平成8年8月 日立アメリカ社上級副社長半導体担当 平成10年10月 株式会社日立製作所電子統括営業本部副本部長 平成17年5月 Grace Semiconductor Japan代表取締役社長 平成21年9月 当社顧問 平成24年10月 株式会社セプレクス監査役(現任) 平成25年6月 当社監査役(現任)	— 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	いとう まさよし 伊藤 眞義 (昭和31年4月8日)	昭和55年4月 株式会社サンコーシヤ入社 昭和60年6月 株式会社サンコーシヤ経営推進室長 昭和61年5月 山光企業株式会社代表取締役社長 (現任) 昭和62年6月 サンコーシヤU.S.A., INC代表取締役社長 平成2年6月 株式会社サンコーシヤ代表取締役社長 (現任) 平成5年1月 SANKOSHA ENGINEERING (S) PTE., LTD代表 取締役社長 (現任) 平成16年6月 当社監査役 (現任) 平成21年2月 南京淳光科技有限公司董事長 (現任) 平成21年4月 サンコーシヤU.S.A., INC会長 (現任)	10,000株
※ 3	なかの しんいち 中野 眞一 (昭和24年3月24日)	昭和50年10月 トウシュ・ロス会計事務所 (現 有限責任 監査法人トーマツ) 入所 平成3年7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人 トーマツ) 社員就任 平成10年7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人 トーマツ) 代表社員就任 平成26年7月 公認会計士中野眞一事務所代表 (現任)	1株
4	ささ はら くに お 笹原 邦夫 (昭和22年7月6日)	昭和41年3月 当社入社 平成元年3月 当社総務部長 平成2年7月 当社経理部長 平成4年10月 当社取締役経理部長 平成13年7月 当社常務取締役経理部長 平成15年7月 当社常務取締役管理本部長 平成22年6月 当社常勤監査役 (現任)	26,000株

(注) 1. ※印は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 伊東秀昭氏、伊藤眞義氏、中野眞一氏の3名は、社外取締役候補者であります。
4. 伊東秀昭氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社日立製作所での企業集団経営における豊富な経験や識見を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 伊藤眞義氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社サンコーシヤでの企業集団経営における豊富な経験や識見を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 中野眞一氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 伊東秀昭氏、伊藤眞義氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。なお、中野眞一氏は、同所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、伊東秀昭氏、伊藤眞義氏、中野眞一氏、笹原邦夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第423条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

**第4号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額設定を廃止し、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、従前の取締役の報酬等と同額の年額500百万円を上限と設定させていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は9名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものとします。

**第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額50百万円を上限と設定させていただきたいと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものとします。

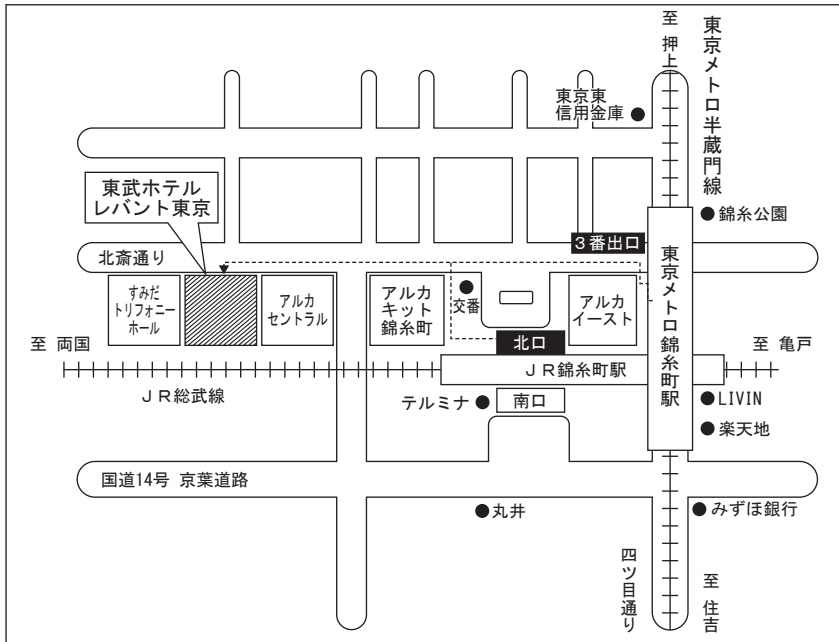
以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
 東武ホテルレバント東京 3階 「龍田」  
 電 話 03 (5611) 5511



### 最寄駅

J R総武線 錦糸町駅北口ロータリーを出て北斎通りを両国方面へ徒歩3分。  
 東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅3番出口より北斎通りを両国方面へ徒歩3分。